

大河原町ジュニア・リーダー・サークル(さくらっ子)規約

(名称及び事務局)

第1条 本サークルは、大河原町ジュニア・リーダー・サークル(さくらっ子)と称し(以下「本サークル」という。)事務局を大河原町字新南 1 9番地 大河原町教育委員会生涯学習課内に置く。

(目的)

第2条 本サークルは、ボランティア精神に則し、自己研修活動を行い、サークル員相互の親睦を図ることを目的とする。

(入会資格)

第3条 本サークルに入会できる者は、大河原町内に居住する中学生、高校生の年齢に準じた者及びサークル員が認めた町外に居住する中学生、高校生の年齢に準じた者とする。

(入会手続)

第4条 本サークルに入会しようとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、事務局まで申し込むこと。

(会員証)

第5条 本サークルが入会を認めた者に対し会員証を発行する。

(役員)

第6条 本サークルに次の役員を置く。

- 会長 1名、副会長 若干名、会計 1名
- 会長は、本サークルを代表し事業を総括する。
 - 副会長は、会長を補佐する。
 - 会計は、会計事務を行う。

(サークル員)

- 第7条 本サークルに入会した者は、本サークル活動に積極的に参加すること。
- 本サークル活動に参加できない場合は、その理由を会長へ届け、承諾を得ること。

(経費)

第8条 本サークルの経費は、サークル員の負担する会費及びその他の収入をもってあてる。

- 会費は、毎年、年度始めにサークル員から徴収する。
※年度途中に入会した場合は、年度残りの割合で徴収する。
- 会費の額については、別に定める細則に基づく。

(会計)

第9条 本サークルの会計は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

(休会)

第10条 本サークルを休会する者は、その理由を詳細に会長又は事務局へ届けること。

(退会)

第11条 本サークルを退会する者は、会長又は事務局へ退会届けを提出すること。

附則

この規約は、平成6年4月1日から施行する
平成11年4月10日一部改正

大河原町ジュニア・リーダー・サークル細則

第1条 この細則は、大河原町ジュニア・リーダー・サークル規約第6条に基づき、会費の額について定める。

第2条 本サークルの会費は、12ヶ月分で1,000円とする。

附則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。
平成11年4月10日一部改正

きりとりせん

入会申し込みは、生涯学習課(にぎわい交流施設(中央公民館))で受け付けます。(定例会へ持参でも可)

大河原町ジュニア・リーダーサークル「さくらっ子」入会申込書

令和 年 月 日

大河原町ジュニア・リーダーサークル会長 殿

貴サークルの趣旨を理解し、他の会員と楽しく活動することを誓い、入会を申込みます。

ふりがな 氏名		生年月日
		平成 年 月 日生
住所	〒	電話
学校名・学年	中学校	年 組
上記の入会を承諾します。		印
ふりがな 保護者氏名		